

2026年度奨学生募集要項

公益財団法人ONOKEN財団

1. 目的

本財団は、奨学金の給付による経済的な支援を行い、学生が明るく・元気に・前向きに新しいことにチャレンジし続けられる環境を醸成し、もって、社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

2. 奨学資金の給付金額と期間等

給付金額：月額5万円(年額60万円)

給付対象期間：4月から翌年3月までの1年間

給付方法：9月25日に4月から9月までの6ヶ月分(30万円)を、12月25日に10月から3月までの6ヶ月分(30万円)を本人名義の金融機関口座に振込みます。

当該25日が休日の場合はその前日に、その前日が土曜日のときはその前々日に支給するものとする。

※返済義務のない給付型奨学金です。

※他の奨学金や大学の授業料減免との併用も可能です。

3. 出願資格

下記要件すべてに該当する方

- 1 学業やスポーツに前向きにチャレンジしている
- 2 現在、九州地方※にある大学に在学中の学生(短期大学及び大学院を除く)
- 3 本財団が企画する行事(交流会等)への参加に協力することができる
- 4 本財団が定める提出書類を期日までに提出することができる

※九州地方とは

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県を指します。

4. 採用予定者数

30名程度

5. 応募期間

2026年4月1日～2026年5月31日

6. 応募方法

ガクシー(<https://gaxi.jp/>)の本財団ウェブページより応募ください。

応募ウェブページに従い、必要事項を入力し、提出書類をアップロードしていただきます。

なお、申込にはガクシーへのログインまたは会員登録(無料)が必要となります。応募頂いた後の結果通知やお知らせなどのやり取りは、原則ガクシー内マイページで行います。

④については、ガクシー内にフォームを掲載しています。ダウンロードしてお使いください。

- 1 奨学生申請書(奨学生応募フォームに入力)
- 2 在学証明書
- 3 成績証明書(直近のもの、大学1年生は高校卒業時の成績証明書)
- 4 学校長、学部長、指導教授等の奨学生推薦書(財団指定様式)
- 5 小論文(奨学生応募フォームに入力)

小論文のテーマは以下のいずれかのテーマから一つ選択してください。

- ・将来の夢
- ・今までの学生生活で最も頑張ったこと
- ・失敗から試行錯誤し、乗り越えた体験から感じたこと

※①は奨学生応募フォームに入力し、3カ月以内に撮影した顔写真または上半身の写真を証明写真や証明写真アプリなどを使用して4.5cm×3.0cmのJPEGで添付してください。

※②・③・④は原本をPDFにてアップロードしてください。財団が必要と認めた場合には原本の提出をお願いすることもあります。

※③成績証明書 大学1年生で「高等学校卒業程度認定試験」の合格によって大学を受験された方は合格成績証明書を提出してください。

※書類の不備・不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

7. 選考及び結果の通知

本財団の選考委員会にて書類選考を行い、理事会で承認のうえ、奨学生を決定します。

選考結果はガクシー内マイページにて2026年8月中旬までに応募者へ通知します。なお、審査の内容に関するお問い合わせには一切応じることは出来ません。

8. 誓約書の提出

奨学生決定通知を受けた方は、速やかに、ガクシーの応募者ページに「誓約書(財団指定様式)」をPDFにてアップロードしてください。当該アップロードをもって本財団の奨学生となります。

期限までにアップロードを確認できない場合には、権利を放棄したとみなし、奨学金の給付を受けられなくなりますのでご注意ください。

9. 交流会

2026年12月初旬に開催する予定です。

※奨学生には、事前に通知いたします。

※交流会に必要な交通費（国内分）は本財団が負担いたします。

10. 奨学生の義務

(1) 奨学生は以下の書類を翌年5月末日までに本財団が指定するガクシーのサイト上にアップロードしてください。

生活状況報告書、成績証明書、年間奨学金受領証

(2) 下記の場合、適時本財団へ届け出をしてください。

- 1 休学するとき
- 2 復学するとき
- 3 大学より停学処分を受けたとき
- 4 学籍を失ったとき
- 5 他の大学や学部へ転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき
- 6 本財団の奨学金受給を辞退するとき
- 7 本財団に提出した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

11. 奨学金の休止、打ち切り、返還請求

(1) 下記の事由に該当したときは、理事会の決議を経て、奨学金を休止または打ち切ることがあります。

- 1 休学となったとき
- 2 停学となったとき

- 3 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
 - 4 奨学生より辞退の申し出があったとき
 - 5 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
 - 6 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
 - 7 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (2) 正当な理由なく、本財団が定める提出すべき書類の提出義務を果たさない場合は奨学金の返還を求めます。
- (3) 奨学金の休止、打切りを決定した事案について、特に悪質と認められる場合で、下記の事情のいずれかがある場合、理事会の承認を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることがあります。
- ① 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合
 - ② 奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
 - ③ 奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合
 - ④ 奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合
 - ⑤ 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
 - ⑥ 前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合

1 2. 辞退

採用確定後、奨学金の受給は、原則として辞退できません。ただし、奨学金を必要としない事由が生じた場合には、所定の届出書をガクシー上より届け出ることで奨学金の受給を辞退することができます。

1 3. 個人情報の取扱い

- (1) 本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）に基づき、利用いたします。
- (2) 奨学生の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、行政庁へ報告いたします。

1 4. 注意事項

- (1) 本財団の奨学生は、卒業後の就職その他について何らの制限拘束は受けません。
- (2) この要項に記載してある事項につき不明の箇所等がある場合には、本財団事務局までお問い合わせください。

1 5. お問い合わせ

〒803-0801 福岡県北九州市小倉北区西港町12番地の1
公益財団法人ONOKEN財団 事務局
mail: onoken-foundation@onoken.co.jp